

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号および会社法施行規則第 189 条に規定する事後開示事項)

D C Mホールディングス株式会社

D C M株式会社

2021 年 3 月 1 日

吸収分割に関する事後備置書類

東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号
吸収分割会社 DCMホールディングス株式会社
代表取締役社長 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号
吸収分割承継会社 DCM株式会社
代表取締役社長 石黒靖規

DCMホールディングス株式会社（本店：東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号）を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、DCM株式会社（本店：東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号）を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）に関しまして、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号および会社法施行規則第 189 条の規定に基づき事後開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1．本件吸収分割が効力を生じた日

2021 年 3 月 1 日

2．分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求手続

吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による反対株主の株式買取請求手続

株式の買取請求をした株主はありませんでした。なお、分割会社は、2020 年 5 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで、同条第 3 項および第 4 項の規定に基づき電子公告を行いました。

（3）会社法第 787 条の規定による新株予約権買取請求手続

新株予約権の買取請求をした新株予約権者はありませんでした。なお、分割会社は、2020 年 5 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで、同条第 3 項および第 4 項の規定に基づき電子公告を行いました。

（4）会社法 789 条の規定による債権者異議申述手続

分割会社が承継会社に承継させた全ての債務に関して、分割会社が重畳的債務引受を行うため、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がい

ないことから、当該手続を行う必要はありませんでした。

3．承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求手続

吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による反対株主の株式買取請求手続

株式の買取請求をした株主はありませんでした。なお、承継会社は、2020 年 12 月 11 日に同条第 3 項の規定による通知を行いました。

(3) 会社法 799 条の規定による債権者異議申述手続

異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は、2020 年 12 月 25 日に同条第 2 項の規定に基づき、官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

4．本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日に、分割会社から 2020 年 4 月 10 日付で承継会社および分割会社の間で締結した吸収分割契約で定められた事業に関する権利義務を承継いたしました。

5．会社法第 923 条の規定による本件吸収分割の登記をした日

2021 年 3 月 1 日

6．前各項のほかに本件吸収分割に関して重要となる事項

承継会社は、2021 年 3 月 1 日に商号を D C M 分割準備株式会社から D C M 株式会社に変更しました。

また、同日、吸収合併の方法により、承継会社を吸収合併存続会社、D C M カーマ株式会社（本店：愛知県刈谷市日高町三丁目 4 1 1 番地）、D C M ダイキ株式会社（本店：愛媛県松山市美沢一丁目 9 番 1 号）、D C M ホーマック株式会社（本店：札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 1 号）、D C M サンワ株式会社（本店：青森市青葉三丁目 5 番地 6）および D C M くろがねや株式会社（本店：山梨県甲府市中小河原一丁目 1 3 番 1 8 号）を吸収合併消滅会社とする、吸収合併を行いました。

以上